

(目的)

第1条 この規則は、比叡山高等学校において、防犯カメラを設置および運用するにあたり、個人のプライバシーを保護するために必要な事項を定める。

(管理者の選任)

第2条 防犯カメラの管理者は、学校長とする。

2 管理者は、本規則に沿って、適切に防犯カメラが設置、運用され、その画像を保管・処理されるように管理しなければならない。

(防犯カメラの設置目的と設置場所)

第3条 防犯カメラの設置目的は、比叡山高等学校内の防犯並びに安全確保とする。

2 管理者は、前項の目的達成に必要な限度において、校内の適切な場所に防犯カメラを設置する。

(防犯カメラの設置に関する措置)

第4条 管理者は、防犯カメラを設置するに際して、次の措置を講じなければならない。

(1) 防犯カメラについて、その設置目的を達成するために必要な限度の範囲がその撮影対象区域となるように調整し運用する。

(2) 防犯カメラの犯罪抑止効果の増大と、施設等利用者のプライバシー保護の観点から、学校内の見やすい場所に、次の事項を容易に視認できる方法により表示するものとする。

ア、「防犯カメラ設置中」の表示

イ、管理者および連絡先

(3) 画像表示装置（モニター装置）および画像記録装置の設置場所は、職員室等施錠できる場所とする。

(運用責任者の指定)

第5条 防犯カメラの運用にあたっては、その適切な管理および利用を図るため、運用責任者が管理者の指揮を受けてこれに当たる。

2 運用責任者は、教頭及び生活指導主任とする。

3 画像表示装置（モニター装置）または画像記録装置の操作を行う者は運用責任者とし、それ以外の者の操作を禁止する。

(画像の保存および取扱い)

第6条 防犯カメラの画像（デジタルデータ）の保存・消去に関する取扱いは、次に掲げるとおりとし、

何人も防犯カメラにより知り得た情報は、みだりにこれを漏らしてはならない。

(1) 画像は撮影時の状態のまま保存することとし、加工してはならない。

(2) 画像の保存期間は1ヶ月以内とする。ただし、法令等に基づく場合および捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合並びに施設安全確保などのため特に管理者が必要と認めた場合はこの限りでない。

(3) 画像の複製・印刷・モニター表示画像の撮影・模写その他画像の複製に類する行為（以下「複製等」）をしてはならない。ただし前号但書の場合で必要なとき若しくは管理者が特に必要を認めて指示したときはこの限りではない。

(4) 前号但書により管理者が指示して複製等した画像等は、運営責任者が施錠して保管する。

(5) 保存期間を経過した画像及び第2及び第3号の各但書で管理者が特に認めた必要がなくなった画像等は速やかに消去する。

(6) 記録媒体を廃棄する場合は、破碎等により確実に廃棄処分を行う。

(画像の利用および提供の制限)

第7条 画像は、第3条第1項の目的に照らして必要があると認められる場合に限り、運用責任者において閲覧、複製等（以下「閲覧等」）ができる。

2 前項の閲覧等は、管理者の指示に基づいて、画像表示装置設置場所において運用責任者が原則として両名で再生して行うものとし、特に管理者の許可を得た者以外は立ち会うことはできない。但し緊急やむを得ないときは、管理者の指示なく、運営責任者が閲覧のみできるものとするが、事後速やかに、管理責任者に報告してその承認を受けなくてはならない。

3 第1項に拘わらず、次に掲げる場合に限り、防犯カメラの画像表示装置の再生及び画像の提供をすることができるものとするが、次の各号の場合において特に必要とされる場合以外は前項の方法によって行う。

(1) 法令等に基づく場合

(2) 個人の生命、身体または財産を守るため緊急かつやむを得ないと認める場合

(3) 捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合

(苦情の処理)

第8条 管理者は、当該防犯カメラの設置、運用に関する苦情等を受けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

(開示請求)

第9条 管理者は、比叡山高等学校個人情報保護方針に基づいて自己情報の画像の開示請求があったときは、適切な措置を講じなければならない。

(遵守事項)

第10条 管理者及び運用責任者は、画像及び記録媒体の取り扱いについて、比叡山高等学校個人情報保護方針を遵守しなければならない。

2 管理者は、この規則による他、防犯カメラによる特定の個人を識別できる画像の漏えい、滅失またはき損の防止その他の画像の安全管理のために必要な措置を講じることができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。